

令和元年東日本台風（第 19 号）災害に係る狛江市義援金配分委員会 決定事項

1. 配分対象

⇒ 罹災証明書または被災届出受理証明書（固定資産）の交付を受けた者（色掛け部分）

証明種類	被害区分	件数	
罹災証明	半壊	21	
	一部損壊（準半壊）	42	
	一部損壊（10%未満）	145	
被災届出 受理証明	固定資産（店舗・事務所・ マンション共用部等）	一部損壊（準半壊）相当 一部損壊（10%未満）相当	3 5
	動産（自動車・バイク・自転車・エアコン室外機等）		22

※件数は令和 2 年 5 月 27 日現在

2. 配分基準

⇒ 配分率を損害割合の各上限で設定

被害区分	配分率
半壊	5.8
一部損壊（準半壊）	2.8
一部損壊（10%未満）	1.4

3. 受付期限と配分時期

⇒ 第一次 : 令和 2 年 6 月 30 日（火） ⇒ 7 月中の配分

⇒ 最終 : 令和 2 年 8 月 31 日（月） ⇒ 9 月中の配分

※新規発行希望者は、最終受付期限までに申請書を発送した方まで対象とする。

4. 配分方法と残額取扱

⇒ 郵送した申請書へ記入、返信用封筒にて郵送返信後、口座振込

⇒ 1 回目を総被災者数、2 回目を申請者数にて配分額を決定し、2 回で全額（端数有）を配分

⇒ 残額（端数）は、日本赤十字社（令和元年台風第 19 号災害義援金）へ送金

5. 配分周知

⇒ 対象者へ直接申請書を送付、6/15 号広報・市ホームページへ掲載